

埼玉県立大学学長補佐選考規則

平成27年4月1日

規則第33号

(趣旨)

第1条 この規則は、埼玉県立大学学則第11条第3項に規定する埼玉県立大学学長補佐（以下「学長補佐」という。）の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の基準)

第2条 学長補佐候補者（以下「候補者」という。）は、人格が高潔で学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者でなければならない。

(候補者の選考)

第3条 学長は、学長補佐を置く必要があると認める時には、前条に定める選考基準に従って、本学の教授の中から候補者を選考し、理事長に申し出る。

(任命)

第4条 理事長は、前条の規定による申出を受けた候補者を、学長補佐として任命する。

(任期)

第5条 学長補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、第3条の規定により理事長に申し出た学長の任期の終期を超えることはできない。

(その他)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。